

防衛省組織令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（整備計画局の所掌事務） 第七条 整備計画局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 五 （略） 六 自衛隊法第八十一条の三の規定による重要電子計算機に対する通信防護措置に係る行動の基本に関すること。 七 十六 （略） （サイバー整備課の所掌事務） 第二十八条 サイバー整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 五 （略） 六 自衛隊法第八十一条の三の規定による重要電子計算機に対する通信防護措置に係る行動の基本に関すること。 （運用第一課） 第六十条 運用第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 三 （略） 四 前二号に掲げるもののほか、自衛隊法第七十八条の規定による命令による治安出動、同法第七十九条の規定による治安出動	（整備計画局の所掌事務） 第七条 整備計画局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 五 （略） （新設） 六 十五 （略） （サイバー整備課の所掌事務） 第二十八条 サイバー整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 五 （略） （新設） （運用第一課） 第六十条 運用第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 三 （略） 四 前二号に掲げるもののほか、自衛隊法第七十八条の規定による命令による治安出動、同法第七十九条の規定による治安出動

待機命令、同法第七十九条の二の規定による治安出動下令前に行う情報収集、同法第八十一条の規定による要請による治安出動、同法第八十一条の二の規定による自衛隊の施設等の警護出動、同法第八十一条の三の規定による重要電子計算機に対する通信防護措置、同法第八十二条の規定による海上における警備行動、同法第八十二条の三の規定による弾道ミサイル等に対する破壊措置及び同法第八十四条の規定による領空侵犯に対する措置に係る行動に關すること。

五〃七 (略)

待機命令、同法第七十九条の二の規定による治安出動下令前に行う情報収集、同法第八十一条の規定による要請による治安出動、同法第八十一条の二の規定による自衛隊の施設等の警護出動、同法第八十二条の規定による海上における警備行動、同法第八十二条の三の規定による弾道ミサイル等に対する破壊措置及び同法第八十四条の規定による領空侵犯に対する措置に係る行動に關すること。

五〃七 (略)